

## 伊賀市空家等対策業務委託契約書

委託者 伊賀市長 岡本 栄（以下「甲」という。）と、三重県司法書士会との協定に基づき推薦をうけた 受託者 司法書士 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、甲が行う空家等対策業務に関して次のとおり委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という。）は、甲の空き家対策業務及び「先駆的空き家対策モデル事業（国土交通省平成29年7月21日採択）」に対して付随する空き家等所有者並びに相続人及び特別縁故者等関係人（以下「空き家所有者等」という。）の確知調査及び搜索業務並びに相続財産管理制度に対して付随する業務とする。

### （委託料）

第2条 本業務の委託料は、年額1,200,000円とする。

### （委託料の支払い）

第3条 乙は月額200,000円を毎月翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙からの請求後30日以内に乙に支払うものとする。

### （委託期間）

第4条 本業務の期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。

### （履行業務）

第5条 乙は、自己の事情により業務の遂行を拒否することはできない。

### （秘密の保持）

第6条 乙は、本業務遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。又資料等についても甲の承認を受けずに第三者に閲覧させてはならない。

### （権利義務譲渡の禁止）

第7条 乙は、本業務を受託し、この契約から生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、または権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

### （機器及び物品の貸与）

第8条 甲は、業務に必要な機器及び物品については、乙に貸与するものとする。

### （施設等の使用）

第9条 乙は、業務遂行上使用する甲の敷地及び施設並びに備品等（以下「施

設等」という。)を善良に取扱うとともに、異常のある場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(遵守事項等)

第10条 乙は、本業務を空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び伊賀市空家等の適正管理に関する条例及び伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則に基づき適正に行うとともに、関係法令等を遵守するものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、毎月月末までに翌月の従事計画書を甲へ提出し、承認を受けること。

2 乙は、本業務に関して、付随する業務がそれぞれ完了した際は、甲が指定する様式で報告を行うものとする。

(損害の負担)

第12条 甲は、乙の責に起因する事故等が発生した場合は、乙にその損害を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、これにより乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、または業務を粗雑にするなど不正な行為があったとき。

(3) 正当な理由なく、期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

2 前項により契約を解除した場合、乙は甲が生じた損害を賠償しなければならない。又、既履行の業務がある場合は甲が調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(雑則)

第14条 この契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙及び三重県司法書士会と協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有し、本書の写しを三重県司法書士会が保有するものとする。

平成 29 年 10 月 2 日

甲 委託者 三重県伊賀市丸之内 116 番地  
伊賀市長 岡 本 栄

乙 受託者 三重県〇〇 △△ □□番地  
司法書士 〇〇 〇〇